

平成30年度答申第85号
平成31年3月27日

諮問番号 平成30年度諮問第74号（平成31年1月31日諮問）
審査庁 農林水産大臣
事件名 平成29年法律第60号附則5条に基づく申請拒否処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る判断は結論において妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、平成28年法律第108号附則18条による改正前の平成29年法律第60号附則3条の規定に基づき、同法1条の規定による改正後の畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号。以下「畜産経営安定法」という。）5条1項及び2項の例により、同項1号ロの地域（第一号対象事業に係る生乳の生産される地域）をA都道府県、B都道府県、C都道府県、D都道府県、E都道府県、F都道府県、G都道府県とする年間販売計画を提出した事業者である審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、平成30年2月27日、農林水産大臣（以下「処分庁」という。）に対し、平成28年法律第108号附則18条による改正前の平成29年法律第60号附則5条の規定に基づき、畜産経営安定法10条の例により第一号対象事業者として指定することを求める申請（以下「本件申請」という。）を行ったところ、処分庁が、同年4月1日付けで、本件申請を拒否する処分（以下「本件処分」という。）を行ったことから、これを不服として審査請求をした事案である。

なお、審査請求人は、本件審査請求に係る審査請求書において、農林水産大臣が同日付けで P 農業協同組合連合会に対して行った第一号対象事業者として指定する処分及び A 知事が同年3月31日付けで Q 農業協同組合連合会に対して行った第一号対象事業者として指定する処分についても不服を申し立てたが、これらについては不適法な申立てであるとして当審査会への諮問の対象から除外されている。

2 関係法令の定め

本件申請に関する関係法令の定めは、次のとおりである。

- (1) 都道府県知事（申請に係る第一号対象事業に係る生乳の生産される地域が一の都道府県の区域を超える第一号対象事業者の場合にあつては、農林水産大臣）は、次に掲げる要件のいずれにも該当すると認められる第一号対象事業者を、その申請により、指定事業者として指定することができる。

（畜産経営安定法10条1項柱書き）

ア 生産者補給金の交付の業務及び集送乳調整金に係る業務を適正かつ確実に実施できると認められること。

（同項1号）

イ 定款その他の基本約款において、生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しが年間を通じて安定的に行われる見込みがない場合その他の農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、申請に係る第一号対象事業に係る生乳の生産される地域内で生産される生乳についての生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しの申出を拒んではならない旨が定められていること。

（同項2号）

ウ 申請に係る第一号対象事業に係る生乳の生産される地域が、一又は二以上の都道府県の区域（その区域の自然的経済的条件に照らして、当該区域において一体として集送乳をすることが困難と認められる場合において、農林水産大臣が都道府県知事の意見を聴いて当該区域を分けて区域を定めたときは、その区域）を単位とするものであること。

（同項3号）

エ 生産者補給金の交付の業務及び集送乳調整金に係る業務に関する規程（以下「業務規程」という。）において、生産者補給金及び集送乳調整金の金額の算定の方法その他の事項が農林水産省令で定める基準に従い定められていること。

(同項4号)

オ 畜産経営安定法13条1項又は2項の規定により指定を解除され、その解除の日から2年を経過しない者でないこと。

(同項5号)

(2) 畜産経営安定法10条1項の申請には、農林水産省令で定めるところにより、定款その他の基本約款及び業務規程を添付しなければならない。

(畜産経営安定法10条2項)

(3) 畜産経営安定法10条1項2号の農林水産省令で定める正当な理由は、畜産経営の安定に関する法律施行規則（昭和36年農林省令第58号。以下「施行規則」という。）において次のとおり列挙されている。

ア 当該委託又は売渡しの申出に係る生乳の数量が、季節的な変動要因を超えて増減していること。

イ 当該委託又は売渡しの申出が、短期間の取引を求めるものであること。

ウ 当該委託又は売渡しが特定の用途への生乳販売を条件とするものであること。

エ 当該委託又は売渡しの申出に係る生乳の品質が、当該指定事業者が統一的に定める基準に適合しないものであること。

オ 当該委託又は売渡しの申出に係る生乳の数量が、当事者が合意することなく、当該指定事業者との間で約定された数量から大幅に増減していること。

カ 当該委託又は売渡しの申出が、業務規程において生乳買取販売のみを行うこととしている指定事業者に対する委託の申出若しくは業務規程において生乳受託販売のみを行うこととしている指定事業者に対する売渡しの申出であること又は施行規則20条1号から3号までに掲げる業務規程の基準に適合しない申出であること。

キ 当該委託又は売渡しの申出を行った者が、当該申出に関し偽りその他不正の行為を行ったこと。

ク 当該委託又は売渡しが法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであること。

(施行規則19条)

(4) 畜産経営安定法10条1項4号の農林水産省令で定める基準は、施行規則において次のとおり列挙されている。

ア 生産者補給金及び集送乳調整金の金額の算定及びその交付の方法につい

ては、独立行政法人農畜産業振興機構から交付を受けた生産者補給交付金及び集送乳調整金の金額に相当する金額を、それぞれ生産者補給金及び集送乳調整金として、当該第一号対象事業者が生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しをした者に対し、その委託又は売渡しに係る生乳の数量を基準として交付することとしていること。

イ 集送乳に係る経費の算定の方法については、集送乳に要した経費について生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しを行った者間での平準化の措置がとられていること。

ウ 生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しを行う者と契約を締結するに当たっては、当該契約に係る生乳の1キログラム当たりの集送乳に要する経費の額及びそのうち生乳の生産者が負担する額を、いずれも明らかにすることとしていること。

エ 施行規則19条各号に掲げる正当な理由に当たるものを除き、委託又は売渡しを受ける条件を付していないと認められること。

(施行規則20条)

(5) 畜産経営安定法10条2項の規定による指定申請書並びに定款その他の基本約款及び業務規程の提出については、施行規則において次に掲げる書類を添えてしなければならないことと規定されている。

ア 生乳生産者団体にあつては、畜産経営安定法10条3項に規定する議決をした総会の議事録の写し

イ 当該第一号対象事業者が申請に係る第一号対象事業に係る生乳の生産される地域内の全部又は大部分の区域から集送乳を行い、又は行う見込みが確実であると認められることを証する書類その他都道府県知事（申請に係る地域が一の都道府県の区域を超える第一号対象事業者にあつては、農林水産大臣）が畜産経営安定法10条1項の規定による指定をするかどうかの判断に関し必要と認める書類

(施行規則21条)

3 本件審査請求の要旨

指定を受けた事業者の中には、施行規則に規定する要件に違反している疑いがあるものもある。そのような項目の中には、審査請求人に対し、指定しない理由として挙げられたものもあり、審査の厳格性にも疑問があるため、審査請求人を含めた、全申請事業者について再審査をする必要がある。

指定事業者は集送乳調整金を受け取る資格を有するものであり、それは、他

の事業者が無い要件を満たすことにより得られる。集送乳調整金は条件不利地の酪農家が集乳困難とならないことを目的としており、集送乳経費の平準化等は最も重要な要件の一つである。これに違反している組織は、集送乳調整金の目的を果たせないことになるので厳正な対応をすべきである。また、不正に受給している場合には、審査請求人は第一号対象事業者として公正な競争ができないことになり多大なる不利益を被る。

第2 諮問に係る審査庁の判断

諮問に係る審査庁の判断は、以下のとおり、審査請求人による本件申請は指定の要件を満たしていない又は満たしていることが確認できないことから、本件処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきであるというものである。

- 1 畜産経営安定法は、乳業工場から遠い等により集送乳経費が多く必要となる地域からの集送乳が安定的かつ確実に行われるよう、一定の地域ごとに指定事業者を指定し、当該地域内で生産された生乳についての生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しの申出を正当な理由なく拒まないことを担保した上で、当該指定事業者を集送乳調整金を交付することとしている（畜産経営安定法10条1項1号、2号及び3号）。
- 2 指定事業者については、業務規程において、生産者補給金及び集送乳調整金の金額の算定及びその交付方法、集送乳に係る経費の算定の方法その他の事項が農林水産省令で定める基準に従い定められていることが、指定を受ける要件の一つとされており（畜産経営安定法10条1項4号）、この業務規程の基準を施行規則20条において定めている。
- 3 審査請求人は、指定の申請に係る地域内の一部の区域についてのみ生産者との間で集送乳を行う契約を締結し、又は締結する見込みであるにすぎず、指定要件である同地域の全部又は大部分の区域内の生産者との間で契約を締結し、又は締結する見込みがあるとは認められない。また、審査請求人の基本約款及び業務規程に指定要件に対応する規定があるものの、個々の契約書上に集送乳経費についての記載が確認できない。
- 4 処分庁が弁明書で述べ、既に審査請求人が反論はないとしているとおり、指定要件を満たしていない項目及び指定要件を満たしていることを確認できない項目があることから、本件審査請求を棄却すべきと考えているところである。

なお、審理員意見書においても、同旨の理由を述べた上で、本件審査請求は棄却されるべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 一件記録によれば、本件審査請求後の手続は次のとおりである。

ア 審査庁は、平成30年9月6日、本件審査請求の審理手続を担当する審理員として、農林水産省生産局食肉鶏卵課長であるR（以下「審理員」という。）を指名し、同日付けで、その旨を審理関係人に通知した。

イ 処分庁は、平成30年10月16日付けで、審理員に対し、弁明書及び関係資料を提出した。

ウ 審査請求人は、平成30年10月29日付けで、審理員に対し、反論書を提出した。

エ 審理員は、平成31年1月25日付けで、審理関係人に対し、審理手続を終結した旨並びに審理員意見書及び事件記録を審査庁に提出する予定時期が同日である旨を通知した。

オ 審理員は、平成31年1月25日付けで、審査庁に対し、審理員意見書及び事件記録を提出した。

なお、本件申請から諮問書の提出までの各手続に要した期間は、以下のとおりである。

本件申請 : 平成30年2月27日

本件処分 : 同年4月2日

本件審査請求の受付 : 同年6月28日頃

補正した審査請求書の受付 : 同年8月8日頃

審理員指名 : 同年9月6日

弁明書提出（処分庁） : 同年10月16日付け

反論書提出（審査請求人） : 同月29日付け

審理員意見書提出 : 平成31年1月25日

諮問書提出 : 同月31日

(2) 本件審査請求申立てから本件諮問に至るまでの一連の手続は、上記(1)記載のとおりであり、本件諮問に至るまでの一連の手続に違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件処分の違法性又は不当性の有無について

(1) 本件申請に係る第一号対象事業者の指定を受けるためには、前記のとおり、畜産経営安定法10条1項各号に掲げる要件の全てに該当することが必要である。

(2) そして、各項末尾掲記の資料によれば、以下のとおり、本件申請は、畜産経営安定法10条1項各号の要件のうち、2号ないし4号の各要件を満たしていると認められ、また、審査請求人について、同法13条1項又は2項の規定により指定の解除がされたことがないことは明らかであるから、5号の要件も満たしている。

この点について、処分庁は、個々の契約書上に集送乳経費についての記載がないことをもって2号及び3号の各要件を満たしていることが、特定の生産者との間の契約書に「許可無く他の団体、組合、会社等に牛乳を販売した場合、予告なく契約を解除することができる」という条項が存することをもって4号の要件を満たしていることが、それぞれ確認できないと主張する(弁明書第4の2(2))。しかし、2号及び3号は定款その他の基本約款において定められていることを、4号は業務規程において定められていることを求めているものであり、各号で求められている内容が定款その他の基本約款又は業務規程において定められていれば上記各号の要件は満たされているとすべきであって、仮に個々の契約の内容が基本約款又は業務規程において定めた内容と異なるとすれば、その点は、申請者が生産者補給金の交付の業務及び集送乳調整金に係る業務を適正かつ確実に実施できると認められるか否か(1号の要件の充足の有無)を判断する際に必要な範囲で考慮される事柄である。

ア 審査請求人が本件申請時に提出した定款においては、その附則に、「農家との生乳取引において、年間を通じて安定的に行われる見込みがない場合、またはその他の農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、下記都道府県内で生産される農家からの生乳売渡の申し出を拒否しない」旨が規定されており、畜産経営安定法10条1項2号所定の要件を満たしていると認められる。

(X 定款)

イ 審査請求人が畜産経営安定法5条に基づき作成した年間販売計画において、生乳の生産される地域として「A 都道府県、B 都道府県、C 都道府県、D 都道府県、E 都道府県、F 都道府県、G 都道府県」を記載しているところ、指定の申請に係る地域は「一又は二以上の都道府県の区域を単位とするものであること」であるから、同法10条1項3号所定の要件を満たしていると認められる。

(平成30年度加工原料乳生産者補給金制度における年間販売計画の提出に

ついて)

ウ 審査請求人が本件申請時に提出した業務規程及び基本約款においては、以下のとおり記載があり、同法10条1項4号所定の要件を満たしていると認められる。

(a) X 業務規程

第1条

生産者補給金及び集送乳調整金の金額の算定及び交付の方法については、機構から交付を受けた生産者補給金及び集送乳調整金の金額に相当する金額を、それぞれ生産者補給金及び集送乳調整金として、生乳買取販売に係る売り渡しをした者に対し、その売り渡しの数量を基準として交付する。

- ①売渡者に対し、受け取った生産者補給交付金等を会社が売り渡された数量で除して、売渡者ごとの売渡生乳数量を乗じた金額を交付する。
- ②補給金等をその他債権と相殺しない。
- ③間接売渡者の場合は同等の交付条件を課す。
- ④帳簿等の証拠書類は5年間保存する。

第2条

売渡者に対する乳代精算は、売渡数量に契約単価を乗じた金額を支払う。受け渡し場所、支払いサイトおよび支払い方法は契約書に記載する。

第3条

生乳買取販売に係る売り渡しを行う者と契約を締結するに当たっては、当該契約に係る生乳の1キログラム当たりの集送乳に要する経費の額及びそのうち生乳の生産者が負担する額を、いずれも明らかにした上で、生産者が負担する額をあらかじめ差し引いた金額を契約乳価として契約書に記載する。

第4条

施行規則第19条各号に掲げる正当な理由に当たるものを除き、売り渡しを受ける条件を付さない。

(X 業務規程)

(b) X 基本約款

第4条

当社は契約生産者のバルクから出荷先乳業までの間にかかった運送費、

CS管理費、検査費について、契約生産者に明らかにするものとする。
運送費とは、運送会社、運送委託先からの請求額、当社所有の車両を使用している場合はその減価償却費、税金をいう。

CS管理費とは、CS運営にかかる人件費および設備費をいう。

検査費とは、検査機関からの請求金額をいう。

第5条

当社は第4条の経費について、実績をもとに翌年の予測を立て、そのうち契約生産者負担分を一律に定め、それをあらかじめ差し引いた乳価にて新年度の生産者との契約乳価を提示するものとする。

生産者負担分の金額は、取締役会で決定するものとする。

(X 基本約款)

- (3)ア これに対し、畜産経営安定法10条1項1号所定の要件は、上記の同項2号から4号までのようにその具備の有無を形式的な面から判断すれば足りるものとは異なり、「生産者補給金の交付の業務及び集送乳調整金に係る業務を適正かつ確実に実施できると認められること」を求めるものであり、申請者の上記業務を適正かつ確実に遂行する能力の有無を実質的に判断することが求められるものである。

施行規則21条2号において、「当該第一号対象事業者が法第5条第2項第1号口の地域内の全部又は大部分の区域から集送乳を行い、又は行う見込みが確実であると認められることを証する書類その他都道府県知事（同号口の地域が一の都道府県の区域を超える第一号対象事業者にあつては、農林水産大臣）が法第10条第1項の規定による指定をしかどうかの判断に関し必要と認める書類」を求めている趣旨は、同法10条1項1号所定の要件の判断に当たっては、施行規則19条で定める正当な理由がある場合を除き、原則として一又は二以上の都道府県という広範な区域内で生産される生乳について、生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しの申出がある場合にはこれを拒まないことが実際上も可能であることを示す資料の存在が不可欠だからであると解される。

- イ この点を、本件申請についてみれば、審査請求人は、指定の申請に係る広範な地域内のうち、限られた一部の区域についてのみ、生産者との間で締結した集送乳を行う契約書等を提出したにとどまり、そのため、その他の区域については、審査請求人が生産者補給金の交付の業務及び集

送乳調整金に係る業務を適正かつ確実にを行うことを証するに足るような書類は提出されていない。

ウ むしろ、審査請求人が提出した上記の各契約書等をみると、

- ① 上記契約書等においては、集送乳に要する経費についての記載がなく、集送乳に要した経費について生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しを行った者（生乳生産者）間での平準化の措置がとられていることの確認ができず、審査請求人の基本約款に定められている「当社は第4条の経費について、実績をもとに翌年の予測を立て、そのうち契約生産者負担分を一律に定め、それをあらかじめ差し引いた乳価にて新年度の生産者との契約乳価を提示するものとする。」との規定が実際に遵守されていることが確認できないこと、
- ② 上記契約書等においては、集送乳に要する経費の額及びそのうち生乳の生産者が負担する額が明記されておらず、審査請求人の業務規程に定められている「生乳買取販売に係る売渡しを行う者と契約を締結するに当たっては、当該契約に係る生乳の1キログラム当たりの集送乳に要する経費の額及びそのうち生乳の生産者が負担する額を、いずれも明らかにした上で、生産者が負担する額をあらかじめ差し引いた金額を契約乳価として契約書に記載する。」との規定が実際に遵守されていない疑いがあること、
- ③ 上記各契約書等の中の審査請求人とS社との間で取り交わされた契約書には、「第13条 甲（注：S社）に次の事由が生じた時は、乙（注：審査請求人）は予告無くこの契約を解除することができる。」として、「④甲が乙の許可無く他の団体、組合、会社等に牛乳を販売した場合」が記載されており、施行規則19条各号に掲げる正当な理由以外の理由での売渡しを受ける条件を付しているものが存在し、審査請求人の業務規程に定められている「施行規則第19条各号に掲げる正当な理由に当たるものを除き、売渡しを受ける条件を付さない。」との規定が必ずしも遵守されていない疑いがあること

が、それぞれ認められる。

エ したがって、これらの事実によれば、審査請求人から本件申請に当たって提出された資料からは、審査請求人が生産者補給金の交付の業務及び集送乳調整金に係る業務を適正かつ確実に実施できるものと認めることは困難であり、本件申請は畜産経営安定法10条1項1号所定の要件を

満たしていないといわざるを得ない。

(4) 以上によれば、本件処分に違法又は不当があるとは認められないから、本件審査請求を棄却すべきであるとの諮問に係る判断は、結論において妥当である。

3 よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	市	村	陽	典
委	員	小	幡	純	子
委	員	中	山	ひ	とみ